

新旧対照表

○建築基準法第43条第2項第一号の規定による認定基準

新	旧
I 趣旨等 1 (略) 2 適用の範囲 この基準は、その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、建築基準法施行規則(以下「省令」という。)第10条の3第1項に掲げる基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、 <u>省令第10条の3第3項に掲げる基準に適合する場合</u> において適用することができる。 3~4 (略)	I 趣旨等 1 (略) 2 適用の範囲 この基準は、その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、建築基準法施行規則(以下「省令」という。)第10条の3第1項に掲げる基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、 <u>延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)</u> が200平方メートル以内の一戸建ての住宅である場合において適用することができる。 3~4 (略)
II (略)	II (略)